

浮島1期埋立地暫定土地利用事業者を募集します

川崎市では、浮島1期埋立地（市有地）の一部について、暫定的な土地の有償貸付けを行っており、次の3区画について、企画提案方式により土地の暫定利用を希望される事業者を募集します。

1 今回の募集対象地及び基準賃貸料

所在（地番）	川崎市川崎区浮島町506番1の内ほか		
申込区画	A地区区画3	A地区区画4	B地区区画2
面積	7,907.27 m ²	4,607.05 m ²	11,727.94 m ²
基準賃貸料 （月額）	4,183,000円以上	2,253,000円以上	5,044,000円以上
留意事項	・区画ごとの申込みとなります。 ・複数区画の申込みも可能です。この場合、区画ごとに申込書類を提出していただくこととなります。なお、利用者選定にあたり複数の申込みが優位になることはありません。		
主な法規制	都市計画法における建築制限、航空法による高さ制限、港湾労働法施行令第2条第3号に規定する厚生労働大臣が指定した区域		
契約保証金	月額賃貸料の4か月分		

※面積は、実測地積です。A地区区画3は、外周フェンス及び門扉が設置されており、A地区区画4は、敷地内に水路があり土地が分断されているため、それぞれ利用に当たっては、必要に応じて借入側で措置を講じていただくこととなります。なお、A地区区画4の敷地内にある橋及び照明等は本市が設置したものではありません。B地区区画2は、周縁部に法面が存在しています。

2 貸付対象（利用目的）

○貸付対象（利用目的）は、建築物の建築を土地利用の主目的としない駐車場や資材置場等とし、本市の認める土地利用とします。

○他の貸付区画及び周辺への影響等を考慮し、不特定多数の人の出入りが想定される場合や土砂及び産業廃棄物等の置場については、貸付対象としません。

3 貸付条件

○貸付期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間

○賃貸料 賃貸料は、利用申込者からの提案賃貸料とします。

4 募集要領の配布

○配布期間 令和6年1月25日（木）から令和6年2月15日（木）まで

○配布場所 川崎市臨海部国際戦略本部拠点整備推進部、港湾局港湾経営部経営企画課で配布を行うほか、川崎市ホームページに掲載いたします。

《川崎市臨海部国際戦略本部ホームページ》

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/57-1-10-0-0-0-0-0-0-0.html>

5 申込受付

○受付期間

令和6年2月1日（木）から令和6年2月15日（木）まで
午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時15分まで
（土曜日、日曜日、国民の祝日・休日を除きます。）

○申込書提出先

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎16階
川崎市港湾局港湾経営部経営企画課 電話 044-200-3073

6 利用者の選定

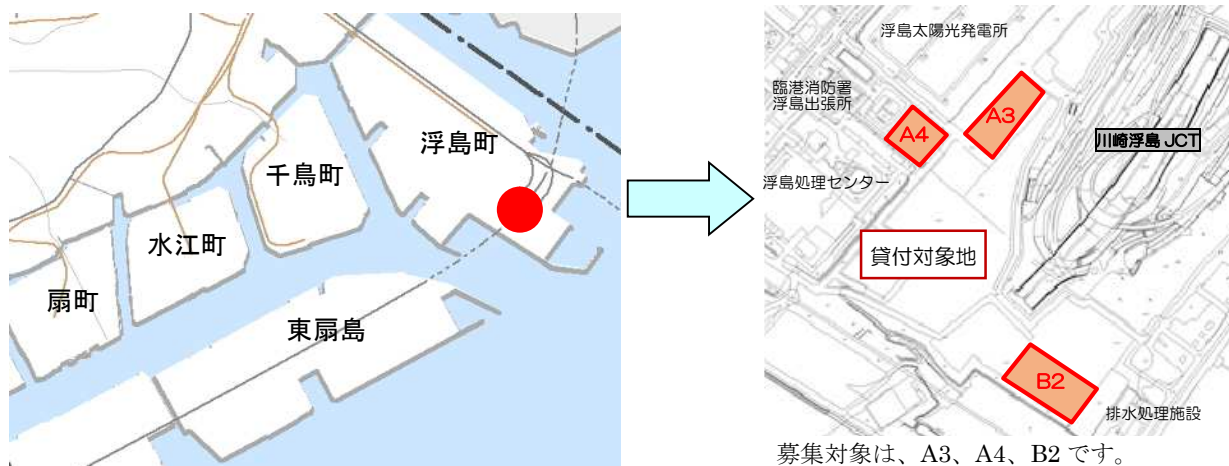
○利用申込者から企画を提案いただき、本市が設置する選定委員会において、提案内容及び提案賃貸料を総合的に審査し、2月下旬に決定する予定です。

○選定結果については、利用申込者全員に通知します。

7 その他

募集の詳細については、募集要領を御参照ください。

<募集区画位置図>



【問合せ先】

■浮島暫定貸付事業に関すること

川崎市臨海部国際戦略本部拠点整備推進部 荒木
電話 044-200-3788

■申込手続に関すること

川崎市港湾局港湾経営部経営企画課 吉岡
電話 044-200-3065